

1. 組織名

日本経済団体連合会 TPPプロジェクトチーム

10. 提出意見⑨

該当する交渉分野

知的財産

意見

(1) TRIPS 協定をはじめ国際標準に合致しそれを上回る、水準の高い知的財産保護制度を確立すべきである。具体的には、以下に示すような事項を規定すべきである。

- ① 制度の運用に関する透明性の確保
- ② 訴訟および行政手続の公平性・実効性の担保
- ③ 特許審査協力の推進
- ④ 知的財産・技術ライセンス契約が合理的に取り扱われる制度の整備および実効性の確保
- ⑤ 営業秘密や商標、商号の保護に関する制度の整備および実効性の確保
- ⑥ 模倣品や海賊版の流通を防止すべく、少なくとも偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA) レベルの規定の設置および実効性の確保

[上記を求める理由・根拠となる具体例]

1-1 知的財産の保護に関しては、内国人と外国人を差別しないことが原則とされている。しかし、途上国の一部においては、知的財産権の審査実務、技術導入やライセンス契約における制限、知的財産権の侵害に対する低い刑罰等権利行使の実効性等において、事実上、外国企業に不利となる制度や運用が散見される。

1-2 チリ、ブルネイ、ペルー、ベトナム、マレーシアは ACTA 参加国ではないため、ACTA 水準の模倣品、海賊版の流通防止等が期待できない。

(2) 著作権に関わる提案については、権利者と利用者の利益のバランスや各国で異なる社会情勢を十分に勘案の上、慎重に検討すべきである。